

対象事業所設置法人代表者 様
(就労継続支援 B 型事業所、就労継続支援 A 型事業所、生活介護事業所)

京都府健康福祉部障害者支援課長
(公 印 省 略)

工賃向上計画（第 5 期）の策定について

平素から障害福祉サービスの推進に格別の御尽力を賜り、ありがとうございます。

さて、京都府におきましては、令和 6 年度以降も厚生労働省の『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針に基づき、障害福祉サービス事業所における「工賃向上計画」（第 5 期）の策定を進め、工賃向上に資する取組を推進することとしています。

各事業所におかれましては、今後の工賃向上に向けた課題及び取組内容を十分検討いただいた上で、「工賃向上計画」（第 5 期）を策定いただき、下記により提出願います。

記

- 1 提出書類 事業所工賃向上計画シート（令和 6～8 年度）（EXCEL ファイル）
- 2 提出期限 令和 6 年 5 月 3 1 日（金）
※提出期限は上記のとおりですが、就労継続支援 B 型サービス費（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）を算定する事業所については、令和 6 年 4 月に計画を作成する必要がありますので、御留意ください。
- 3 提出先 京都市内事業所については、京都府健康福祉部障害者支援課
京都市外事業所については、所管の保健所福祉課
- 4 提出方法 事業所工賃向上計画シート（令和 6～8 年度）（EXCEL ファイル）をメールで提出
- 5 対象事業所
(1) 就労継続支援 B 型事業所全て
(2) 工賃向上計画（第 5 期）を作成し、工賃向上に積極的に取り組もうとする就労継続支援 A 型事業所、生活介護事業所及び地域活動支援センター
- 6 その他
(1) 提出いただいた工賃向上計画（第 5 期）は、事業所所在地の市町村及び京都ほととはあとセンターに情報提供することがあります。
(2) 様式及び参考資料については、「WAM NET 京都府センター」の「掲示板（府からのお知らせ（障害福祉関連）」）に掲載します。
(3) 京都府ではこれまで事業所の工賃向上計画の様式について「工賃向上計画シート」と呼称していましたが、令和 6 年度より改正された国指針に合わせ「事業所工賃向上計画シート」とします。
(4) 平均工賃月額の見直しに伴い、第 5 期より様式を変更していますのでご注意ください。

7 問い合わせ先

京都府健康福祉部障害者支援課福祉サービス・障害児支援係（谷垣）

電話：075-414-4596

E-mail：shogaishien@pref.kyoto.lg.jp